

転入

に関連するおもな手続き

	下記にあてはまる人は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの人	カードの継続利用(住所変更)	マイナンバーカード	市民課 (1F ピンク④番)
	マイナンバーカードをお持ちでない人	カードの申請をお手伝いします	※受付窓口でお尋ねください	
	印鑑登録が必要な人	印鑑登録	※受付窓口でお尋ねください	
※各種保険証・受給者証・認定証等は、後日(3営業日以内)郵送で送付します				
保険 年金	国民健康保険に加入する人	国民健康保険の加入		保険年金課 (1F 黄色⑦番)
	→70歳から74歳までの人	国民健康保険の加入	(お持ちの人) 負担区分等証明書	
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる人	保険税の軽減有無確認	(お持ちの人) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票	
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた人	・国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内	勤務先の健康保険の資格喪失証明書	保険年金課 (1F 黄色⑥番)
	→各種認定証(病院での支払が一定金額までになる証明書)が必要な人	・限度額適用認定証 ・限度額適用 標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等の申請	※受付窓口でお尋ねください	
	75歳以上の人 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人	後期高齢者医療被保険者証の交付		保険年金課 (1F 黄色⑧番)
	→宮崎県外から転入した人	負担区分の確認	(お持ちの人) 負担区分等証明書	
	→各種認定証(病院での支払が一定金額までになる証明書)が新たに必要の人	・限度額適用認定証 ・限度額適用 標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等の申請	※県内で引越した人で、今まで認定証等を持っていた人は申請不要	
国民年金に加入中の人	国民年金の住所変更		保険年金課 (1F 黄色⑥番)	
年金を受給中の人	年金の住所変更 ※共済年金の人は共済組合へ ※農業者年金の人は農協へ	※マイナンバーと基礎年金番号が結びついて いる人は届出不要		
高齢	65歳以上の人	介護保険の加入		介護保険課 (1F オレンジ色7番)
	→前の住所地で要介護認定を受けていた人	要介護認定の相談・申請	(お持ちの人) 介護保険受給資格証明書	
	満70歳以上の人 または ※満65歳以上で運転免許証をお持ちでない人	敬老特別乗車券(バス券)の申請	・顔写真 ・交付手数料1,000円	福祉課 (1F 紺色5番)
障がい	障がいの手帳をお持ちの人	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳等	障がい福祉課 (1F 水色6番)
		各種福祉サービスの相談・案内	※受付窓口でお尋ねください	
	自立支援医療(精神通院、更生医療、育成医療)を受けていた人	各種自立支援医療の相談・申請	※受付窓口でお尋ねください	
	特別障害者手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 を受給していた人	各種手当の相談・申請	※受付窓口でお尋ねください	
	重度心身障害者医療費受給資格を持っていた人	重度心身障害者医療費助成の相談・申請	※受付窓口でお尋ねください	
子ども	小学生・中学生の子どもがいる人	転校手続き (転入通知書の交付)	・在学証明書(前の学校で交付) ・教科用図書給与証明書(前の学校で交付) ・転入通知書(市民課で交付)	市民課 (1F ピンク④番) ※必要なもの3点を入学する学校へ提出してください
	0歳~中学生の子どもがいる人	児童手当の申請 ※公務員世帯の人は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して15日以内	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証 (3歳未満の子どもがいるとき) ・子どもの健康保険証 (子どもと別居しているとき)	子ども政策課 (1F 緑色3番) ※必要なものがそろっていない場合も お立ち寄りください
		子ども医療費助成の相談・申請 ※転入日から15日以内での申請が必要	・子どもの健康保険証 ・保護者の通帳	子ども政策課 (1F 緑色3番)
	妊娠中の人	妊婦健康診査助成券等の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査助成券	都城市保健センター (中心市街地 Mallmall 内) 電話：0986-36-5661 住所：中町17街区19号

こども	保育園等に入所を希望する人	保育園等の入所相談	※受付窓口でお尋ねください	保育課 (2F 黄緑色 13番)
	放課後児童クラブの利用を希望する人	児童クラブ入会	※受付窓口でお尋ねください	こども政策課 (1F 緑色 3番)
	ひとり親家庭等に該当する人	児童扶養手当の相談・申請 母子・父子等医療費助成の 相談・申請	※受付窓口でお尋ねください ・健康保険証(親・子) ・同意書(本人または保護者、生計維持者、 同一世帯員)	
税・料金	上下水道を使用する人	使用開始申込み ※オンラインまたは電話で手続きできます		上下水道局お客様センター 電話：0986-23-4510
	税・料等の口座振替を希望する人	口座振替の申請 ※オンライン又は取り扱い金融機関の窓口で手 続きできます		会計課
	原付バイク・小型特殊を所有している人	所有申告(軽自動車税)		市民税課 (2F 青色 12番)
	軽二輪(125cc超え 250cc以下)、 自動二輪(250cc超え)を所有している人		※九州運輸局宮崎運輸支局にご相談ください	九州運輸局宮崎運輸支局 電話：050-5540-2088
	軽自動車を所有している人		※軽自動車検査協会宮崎事務所にご相談ください	軽自動車検査協会宮崎事務所 電話：050-3816-1760
その他	犬を飼っている人	犬の登録	前の住所地で発行された鑑札	環境政策課 (北別館 3F)
	市営住宅に入居または同居を希望する人	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続き	※受付窓口でお尋ねください	・住宅施設課(3F) ・各総合支所産業建設課 (山之口、高城、山田、高崎の 市営住宅の場合)

都城市役所

〒885-8555
都城市姫城町6街区21号

市役所代表電話

0986-23-2111

開庁時間 午前 8時30分 ~ 午後 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

市HP



手続きチェックシート 転入

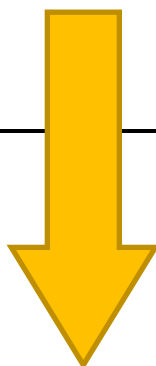
都城市に引越された人へ

転入届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカードをお持ちの人には原則発行されません)
- ・お持ちの人は「**マイナンバーカード**」
- ・外国籍の人は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの>

1点で
本人確認
できるもの



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証 等
- ・年金手帳[※]
- ・学生証

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた人について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により確認します。
3. マイナンバー制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる人のマイナンバー(個人番号)を提示いただきます。